

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 医療情報取得加算
- 明細書発行体制加算
- 一般名処方加算
- 機能強化加算
- 医療 DX 推進体制整備加算
- ニコチン依存症管理料
- 「第 9」の 1 の(1)に規定する在宅療養支援診療所
- 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注 13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注 6 の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注 8 及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療 DX 情報活用加算
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- 神経学的検査
- CT 撮影及びMRI 撮影
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

・撮影に使用する機器：MRI（1.5 テスラ以上 3 テスラ未満）

・撮影に使用する機器：16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT

（2025 年 5 月 1 日時点）

届出内容補足

■医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。当院を受診された患者様の診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を取得、活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

■明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

■一般名処方加算について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

■機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として、必要に応じて次のような取組を行っています

- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じて専門医や専門医療機関のご紹介をします。
- ・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ・体調不良時における夜間・休日の問い合わせへの対応を行なっています。
- ・受診している他の医療機関と処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。

■医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療 DX 情報活用加算について

当院では以下の通り医療 DX 推進の体制を整備し質の高い診療提供を目指しております。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有しています。(診療を行う診察室等での閲覧または活用を含む)
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX に係る取り組みを今後導入し実施する予定です。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示行っています。
- ・質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、活用して診療を行うことについて、クリニック内の見やすい場所及びホームページ内に掲示しています。

■「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養」について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

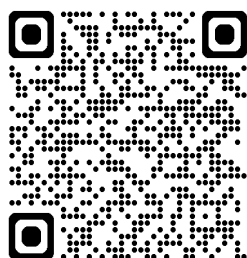
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。